



発行 東京都

目次

29

規則

- 東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部秘書課）…
- 都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）…
- 東京都職員研修規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…
- 東京都職員表彰規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…
- 東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…
- 職員の職名に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五号

東京都表彰規則の一部を改正する規則

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正す

る。

第七条中「戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百六号

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和二十七年東京都規則第百六十四号」の下に「。以下「組織規程」という。」を加え、「戦略政策情報推進本部長」を削り、同条に次の一項を加える。

2 この規則において「担当局長」とは、組織規程第九条第三項の規定により、組織規程第八条第一項に定める局に置く担当局長をいう。

第四条第一項中「財務局長及び」を「及び財務局長並びに」に改め、「ある局長」の下に「及び担当局長」を加える。

第八条中「局長」の下に「担当局長」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員研修規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七号

東京都職員研修規則の一部を改正する規則

東京都職員研修規則（昭和四十三年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則

東京都職員表彰規則（昭和五十九年東京都規則第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

第七条第三項中「、総務局行政改革推進部長」を削る。

第九条第一項中「総務局行政改革推進部行政改革課長及び」を削る。

第十一条中「総務局行政改革推進部行政改革課及び」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都職員健康管理規則の一部を改正する規則

東京都職員健康管理規則（昭和五十九年東京都規則第五十六号）の一部を次のように

改正する。

第三条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第三号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則（昭和四十六年東京都規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中「電気技術」を「電気技術 情報通信技術」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十二号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年東京都規則第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

